

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【令和 7 年度】

※1～6, 9:施設所管課記入
7:指定管理者記入
8:指定管理者及び施設所管課記入

指定管理者名	株式会社オニコウベ
施設所管課	大崎市鳴子総合支所地域振興課

1. 施設名

施設名	大崎市吹上高原キャンプ場	施設の住所	大崎市鳴子温泉鬼首字本宮原23-38
		電話番号	0229-86-2493

2. 施設の概要

設置年月日	昭和39年 4月 1日	設置条例等	大崎市吹上高原キャンプ場
設置目的	自然に親しむ健全な余暇活動と健康の増進に寄与する。		
施設の内容	炊事場4棟 トイレ3棟 休憩棟1棟		
利用料金	【1泊】 フリーサイト 4人以内 4,500円 電源サイト 1泊 1,500円 【日帰り】 フリーサイト 4人以内 2,200円 電源サイト 800円		
閉館日, 開館時間	開館日 4月13日から11月24日まで 開館時間 チェックイン 9時～17時		

3. これまでの管理運営状況

期 間	管 理 形 態	管理受託者又は指定管理者等
昭和 39 年度～平成 10 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他	2 栗駒高原開発㈱
平成 10 年度～平成 17 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他	2 ㈱鳴子温泉ブルフリー
平成 18 年度～	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他	3 H18・H19 ㈱鳴子温泉ブルフリー H20.1月 社名変更㈱オニコウベ

4. 現指定管理者の指定期間

指定期間	令和 3年 4月 1日 ～ 令和13年 3月31日 (10 年 ヶ月)
選定方法	2 1.公募 (応募者数: 団体) 2.非公募

5. 指定管理料

令和 7 年度(ア)	令和 6 年度(イ)	(ア) - (イ)
0 千円	0 千円	0 千円

※(ア)は当該年度, (イ)は前年度とし, それぞれ決算額ベース。

6. 指定管理者が行う管理運営業務の内容

指定事業(業務): ・施設の維持及び管理に関する業務 ・利用許可, 取り消し等に関する業務 ・利用料金の徴収, 減免及び返還に関する業務
自主事業:

7. 利用実績等

(1)利用者数

(単位:人, 件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和 6 年度	2,146	4,115	2,283	1,485	1,387	2,545	4,279	2,348	クローズ*	クローズ*	クローズ*	クローズ*	20,588
令和 7 年度	1,050	3,014	2,167	1,451	2,158	2,428	1,983	1,811	クローズ*	クローズ*	クローズ*	クローズ*	16,062

主な増減要因	キャンプブームの終息, 熊出没警報の発令, 及び災害による周辺観光施設の一部閉鎖により, 施設来場者が減少している。												
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※上段に前年度実績を記載し, 下段に当該年度実績を記載すること。

※指定事業に係る利用者数を記載し, 自主事業による人数・件数は記載しないこと。

(2)利用料金収入

(単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和 6 年度	3,148	5,848	3,254	1,632	2,394	3,568	6,358	1,417	171	クローズ*	クローズ*	クローズ*	27,790
令和 7 年度	1,885	4,862	3,363	2,549	3,298	3,439	2,824	2,787		クローズ*	クローズ*	クローズ*	25,007

主な増減要因	上記理由による。												
--------	----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※上段に前年度実績を記載し, 下段に当該年度実績を記載すること。

※指定事業に係る利用料金を記載し, 自主事業による収入は記載しないこと。

(3)サービス向上や利用者数の増加等のために実施した主な取組み

週末、繁忙期での場内のビールの移動販売の強化。
同様に、レストランで早朝の焼きたてパンの販売。
繁忙期におけるエリア内夜間のパトロール(2名体制)を実施

(4)施設利用者の主な声やその対応状況

特になし

(5)施設の管理運営における課題

キャンプ場開設以来のトイレや炊事場もあり、清掃管理は毎日実施しているが、使い勝手が悪いため、家族連れには敬遠されている(特に初めての利用者には、その旨説明している)
その他のトイレも、浄化槽の位置が低くなっており、雨水が流れ込み、水があふれることがしばしばある。

8. 管理運営状況

評 価 項 目	評 価 基 準	自己 評価	所管 評価
---------	---------	----------	----------

1 施設全般の管理運営に関する業務 ※ 該当しない項目については、「－」を記入してください。

(1) 人員配置	管理運営に必要な人員及び有資格者を配置している。	○	○
(2) 職員研修	業務に必要な職員研修や教育等を適切に行っている。	○	○
(3) 管理記録	各種の管理記録(業務日誌等)を適切に整備、保管している。	○	○
(4) 安全管理	日常の安全管理や緊急時のマニュアル整備等の体制を整備している。	◎	◎
(5) 清掃・維持管理	施設、設備等の保守点検や維持管理等を適切に行っている。	○	○
(6) 施設等の修繕	施設や備品等の修繕を適切に行っている。	○	○

2 利用者に関する業務

(1) 利用状況	事業計画書等に基づく利用者数や施設の稼働率がある。	○	○
(2) 利用料金	利用料金の設定、徴収、減免、還付等の手続きを適切に行っている。	◎	◎
(3) 利用者満足度	利用者ニーズの把握に向けた取組みを行っている。	○	○

3 事業の実施

(1) 指定事業	仕様書、事業計画書に基づく事業を実施している。	○	○
(2) 自主事業	施設の設置目的に沿った自主事業を実施している。	○	○

4 個人情報の取扱い

(1) 個人情報の保護	協定書等に基づき適切に個人情報を取扱っている。	◎	◎
-------------	-------------------------	---	---

5 管理運営業務の収支等

(1) 収支状況	事業計画書等に基づく妥当な事業収支である。	○	○
(2) 効率的な運営	経費の節減や利用料金収入の向上に向けた取組みを行っている。	◎	◎
(3) 経理事務	専用口座、帳簿等を備え、適切な経理事務を行っている。	○	○

評 価		評 価 の 考 え 方
◎	(優 良)	協定書や事業計画書等より優れた内容で管理運営を行った。
○	(良 好)	協定書や事業計画書等に基づき適正な管理運営を行った。
△	(課題有)	協定書や事業計画書等を下回る内容であり、一部の業務に改善が必要である。
×	(改善要)	協定書や事業計画書等に基づく管理運営が行われなかったため改善を要する。

9. 施設所管課の総合評価

当施設については、平成20年から現在の指定管理者と管理運営の協定を締結し運営されている。自然に親しむ健全な余暇活動と健康増進に貢献している。 指定管理業務については、協定書に基づき、適切な管理運営がなされている。コロナ禍で急増したキャンプブームの終息、熊出没警報の発令、及び災害による周辺観光施設の一部閉鎖という複合的な外部要因により来場者が減少している厳しい経営環境の中でも、指定管理者は利用者満足度向上と安全管理に尽力して運営に当たっており、市民サービスの維持に貢献している。 今後、開設以来のトイレや炊事場の老朽化、浄化槽の排水不良といった施設課題の解決に向けて、市の厳しい財政制約を踏まえて、第三セクターである指定管理者と協議の上、公共施設等総合管理計画に基づく現有財産の効率的運用の観点から、優先度を明確にししながら段階的に対応を進めていく必要がある。
--